2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和07・08・09年度内閣府所管競争参加資格審査（全省庁統一資格）において「物品の販売」の「A」､「B」又は「C」の等級に格付けされた者であること。
⑷　個人情報保護委員会事務局における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
⑸　上記の他、入札説明書による入札参加資格の条件を満たしている者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100―0013 東京都千代田区霞が関３―２―１霞が関コモンゲート西館32階　個人情報保護委員会事務局総務課会計係　連絡先：電話03―6457―9619
⑵　入札説明書の交付方法　入札説明書等は電子調達システム及び調達ポータル（https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101）にて交付する。ただし、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記３⑴にて交付する。
4　入札説明会の日時及び場所　非開催
5　資格要件証明書等の提出期限及び場所
⑴　日時　令和７年９月29日正午
⑵　場所　東京都千代田区霞が関３―２―１霞が関コモンゲート西館32階　個人情報保護委員会事務局総務課会計係
⑶　審査結果　令和７年10月２日までに、提出のあった全者に通知する。
6　入札及び開札の日時及び場所
⑴　郵送による入札の締切　令和７年10月３日午前９時30分まで
⑵　入札・開札　令和７年10月３日午前11時
東京都千代田区霞が関３―２―１霞が関コモンゲート西館32階
7　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
8　入札保証金及び契約保証金　免除する。
9　入札の無効　本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した者の入札は無効とする。
10　落札者の決定方法　本公告に示した入札参加資格の条件を満たしている者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
11　契約書作成の要否　契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
12　その他　詳細は入札説明書による。
13　Summary
⑴　Official in Charge of disbursement of the procuring entity : TOKAJI Kosuke, Director, General Affairs Division, Secretariat of Personal Information Protection Commission
⑵　Classification of the services to be procured : 23
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Purchase of furniture for relocation of Personal Information Protection Commission of Japan's office, 1 set
⑷　Fulfillment period : As in the tender documentation
⑸　Fulfillment place : As in the tender documentation
⑹　Qualification for Participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
ⓐ　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
ⓑ　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
ⓒ　have Grade「A」,「B」,「C」 "Selling of Products" in terms of the qualification for participating in tenders by Cabinet Office (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2025, 2026 and 2027.
ⓓ　not being suspended from transactions by the request of the officials in charge of contract.
⑺　Time-limit for Tender : 11 : 00, 3 October, 2025. (In the case of the registered mail until 9 : 30, 3 October, 2025)
⑻　Contact point for the notice : Accounts subsection, General Affairs Division, Secretariat of Personal Information Protection Commission, 3―2―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―0013 Japan, TEL 03―6457―9619.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年８月８日
支出負担行為担当官
こども家庭庁成育局参事官
（事業調整担当）　久保倉　修
◎調達機関番号　028　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　調達件名及び数量　子ども・子育て支援勘定業務関連システム　ガバメントクラウド移行に係る調査・研究／要件定義　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による
⑷　履行期間　契約日から令和８年３月31日まで
⑸　履行場所　支出負担行為担当官が指定する場所
⑹　入札方法　入札金額は総価で行う。落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）に関する書類（以下「総合評価に関する書類」という。）を提出すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に相当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　内閣府から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑷　令和７・８・９年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、内閣府大臣官房会計課長から「役務の提供等」で「A」､「B」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
⑸　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
⑹　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
⑺　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑻　社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納が直近２年間ないこと。
⑼　プライバシーマーク付与認定、ＪＩＳＱ27001認証又はＩＳＯ／ＩＥＣ27001認証のいずれかを取得していること。若しくは、組織において同等の運用規定を保有し運用されていること。
⑽　支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
⑾　この入札の入札書提出期限の直近２年間において、内閣府が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）受けた者にあたっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。